

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本方針

令和7年12月

山口県

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 山口県は、瀬戸内海と日本海の沿岸部から中国山地の山間部まで、変化に富んだ地勢からなり、水稻を主体に野菜、果樹、畜産等多様な農業生産が展開し、農業は地域の重要な産業として食料の安定供給はもとより、地域経済・社会の維持発展、県土・自然環境の保全など重要な役割を果たしている。近年の農業生産は、水稻に特化した生産構造から、野菜、花き、畜産の振興により、これらのウエイトが高まってきている。

こうした中、本県の瀬戸内海沿岸地帯については、施設園芸、かんきつ類を、中央部地帯については、野菜、落葉果樹、畜産を、北浦地帯は畜産、野菜を農業振興の柱として、それぞれの地帯の特性に即した農業生産の展開を図っている。今後も、引き続きこのような地帯の特性及び循環型農業の推進など、農業・農村に求められる多面的機能の発揮や流通販売活動の活性化などを踏まえつつ、策定された地域計画をさらに進化させ、「誰に集約するか」に加え、「どの品目の産地にしていくか」の視点を加えた「地域計画を核とした産地づくり」により、地域農業の再編を積極的に推進する。

また、農業生産振興に資する基盤整備については、地域計画や農業振興地域整備計画に即し、優良農地の確保と秩序ある土地利用に向けて必要な整備を推進する。

2 農業構造については、水稻依存度が高く、兼業や小規模零細な個別経営体が多いことから、「集落の農地は集落で守る」という理念のもと関係機関が一体となり、集落営農法人の育成が進められた。このことにより、効率的かつ安定的な農業経営体への農用地の利用集積が着実に進んできたが、担い手不足が深刻化する地域も多く残されており、今後、更なる耕作放棄地の増加等が懸念される。

3 このような問題に対処し、本県農業を今後とも重要な産業として振興していくためには、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう農業経営の目指すべき目標を明らかにし、その実現に向けた施策を積極的に実施していくことが重要である。

このため、本県は、新規就農者を効率的かつ安定的な次世代の農業経営体として育成するとともに、これらの農業経営体が農業生産を先導することが重要であることに鑑み、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集

積、これらの農業者の経営管理の合理化等、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずること及び農産物の生産活動等に直接関わる多様な人材を確保・育成することにより、本県農業の健全な発展を図るものとする。

(1) 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の育成

ア 効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間

地域において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者一人あたり2,000時間以下）の水準を達成しつつ、地域その他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者一人あたりの年間農業所得380万円以上）を確保することができるよう、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、これらの農業経営体が地域における農業生産の中心となるような農業構造の確立を目標とする。

イ 効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するための方策

(ア) 農業経営体の経営基盤の強化

農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者（以下「認定農業者」という。）、各地域の話合いを通して策定される地域計画に位置付けられる地域の農業を担う者に対しては、地域の実情に応じて農業経営基盤強化促進事業及び農地中間管理事業等の積極的な活用を図り、利用権の設定、農作業受委託等による農地の集積・集約化により農地の適正利用を推進するとともに、土地利用型作物が主体となる農業経営体については、集落や市町の範囲を越えた規模拡大を推進する。また、ICT等の先端技術を活用したスマート農業技術や多収品種等の導入と普及を促し、必要に応じた基盤整備により土地生産性及び労働生産性の向上を図るとともに、農産物の高付加価値化とその産地形成を推進する。

(イ) 集落営農法人等の育成、経営の安定化

本県では、これまで地域ぐるみで農地や農業用水の利用調整等が行われてきた実態を踏まえ、地域計画の実現に向け、集落営農法人等の農業中核経営体を育成し、経営に必要な農地の集積・集約化や機械・施設の整備を支援する。

一方、経営規模が小さい集落営農法人等が多いことから、農業中核経営体間の再編・統合等による構造転換の推進を図り、企業的な経営を後押しするとともに、複数の集落営農法人等が連携して共同事業等に取り組む集落営農法人連合体の育成を、引き続き推進する。

なお、農業の担い手不足が進行している地域では、規模拡大を志向する他地域の農業中核経営体等とのマッチング及び連携の支援や認定農業者等個人経営体の経営力強化とともに法人化を支援する。

(ウ) 多様な経営体の育成・確保

農地所有適格法人以外の法人が、農作業受託や農業経営を行えるよう農業参入のための研修会や地域との仲介・情報提供等を行い、多様な農業経営体の育成・確保に向けた支援を行う。

(エ) 農業経営への女性の参画

県内の基幹的農業従事者の約4割を占める女性は、農業生産の重要な役割を担っていることから、農業経営改善計画の共同申請の推進や女性農業者の集落営農法人等への加入・協力を通じ、女性の農業経営へのより一層の参画を促進する。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

ア 新規就業の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

本県における新規就業者数の推移を見ると、18歳以上65歳未満の者の近年5カ年の就農状況は、年平均108名で推移し、そのうち49歳以下は89名であり、全体の約8割を占めている。

就業形態については、農業法人等に雇用されて農業に就く者（以下「雇用就業者」）が増加傾向にあり、定年帰農者やUJIターン者を含むこれらの者を一体的に支援していくことが必要である。

青年等の就業者の育成・確保に当たっては、今後の地域農業の発展を図るため、農業・農村の生産と生活の条件整備を促進するとともに、就業促進のための支援等の一層の充実強化を図り、農業者をはじめ関係機関及び団体が一体となって取り組んでいくことが重要である。

また、幅広い年齢層から就業者を確保するため、45歳以上65歳未満の中高年齢者についても、他産業従事経験等を活かし意欲的に取り組む者については、積極的に支援の対象とする。

なお、本県では、自ら農業経営を開始する者と農業法人等に就業する者を合わせた新規就業者（雇用就業者を含む）を毎年120名育成することを目標としている。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本県のお産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間以下）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後の年間農業所得は、（1）に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割以上の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得190万円以上を目標とする。

ウ 新たに農業経営を営もうとする青年等を確保するための方策

新規就農する際の所得の確保や技術の習得等を図るため、就農前後の青年等に対する各種補助事業を活用するとともに各種技術研修を開催する。

また、公益財団法人やまぐち農林振興公社、一般社団法人山口県農業会議、山口県農業協同組合中央会、山口県農業協同組合、市町、県農林（水産）事務所等が連携し、相談から就農までの過程で情報の共有化を行うことで、円滑で効果的な各種支援を受けることができるよう支援体制を整えるものとする。

さらに、リタイアする農業者の経営資源が新規就農希望者等に継承されるよう、経営継承を促進する。

（3）地帯別の推進方向

ア 瀬戸内海沿岸地帯は、消費市場に近接しており、冬季の日照条件にも恵まれていることから、これらの条件を生かした施設型の野菜及び花きの経営確立を図る。

また、周防大島町を中心とするかんきつ地帯については、労力補完システムの構築、労働生産性の向上に向けた園地整備、中核となる農業経営体への園地集積を図るための利用調整等を推進する。西部を中心とした平坦で基盤整備の進んだ地域に

においては、農用地の利用調整を通じた集約化の促進や、スマート農業技術等の導入により、土地利用型作物の労働生産性を向上させ、中核となる農業経営体の規模拡大を進める。

イ 中央部地帯は、概して急傾斜地が多く、団地規模が小さい等生産条件が厳しい中、夏季冷涼な気候条件を活かした野菜、花き、落葉果樹、畜産など高付加価値型の経営の確立により、所得向上を目指す。

ウ 北浦地帯は、スマート農業技術等の導入による土地利用型作物の労働生産性の向上を図るなど、園芸及び畜産の経営の確立を目指す。特に肉用牛の主産地として高能力雌牛の増頭を図り、生産基盤を強化する。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第1の3の(1)に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、各種計画・指針及び県内の優良事例を踏まえ、本県の実情に即した主要な営農類型のモデルや立地条件等を勘案して、区分した地帯ごとに示すと次のとおりである。

〈瀬戸内海沿岸地帯〉

概して経営規模が小さいが、温暖で日照に恵まれた気象条件を活かし、島しょ部でかんきつ経営、沿岸地域で施設園芸経営、中・西部の平坦地で土地利用型経営の振興を目指す。

〈中央部地帯〉

生産条件は厳しいが、夏季の冷涼な気象条件を活かした、野菜、花き、落葉果樹及び畜産経営の振興を目指す。

〈北浦地帯〉

冬季は日照条件には恵まれていないが温暖であることから、施設野菜経営や土地利用型経営の振興を目指すとともに畜産経営の振興を目指す。

※ 効率的かつ安定的な農業経営の基本指標を別添1のとおり示すが、代表的な営農類型のみの記載となるため、山口県果樹農業振興計画、山口県花き振興計画、山口県酪農・肉用牛生産近代化計画等に基づき、地域の特性を活かした経営を目指す。

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1の3の(2)に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、各種計画・指針及び県内の優良事例を踏まえ、本県の実情に即した主要な営農類型のモデルや立地条件等を勘案して、区分した地帯ごとに示すと次のとおりである。

〈瀬戸内海沿岸地帯〉

概して経営規模が小さいが、温暖で日照に恵まれた気象条件を活かし、島しょ部でかんきつ経営、沿岸地域で施設園芸経営、中・西部の平坦地で土地利用型経営の振興を目指す。

〈中央部地帯〉

生産条件は厳しいが、夏季の冷涼な気象条件を活かした、野菜、花き、落葉果樹及び畜産経営の振興を目指す。

〈北浦地帯〉

冬季は日照条件には恵まれていないが温暖であることから、施設野菜・花き、果樹及び畜産経営の振興を目指す。

※ 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標を別添2のとおり示すが、代表的な営農類型のみの記載となるため、山口県果樹農業振興計画、山口県花き振興計画、山口県酪農・肉用牛生産近代化計画等に基づき、地域の特性を活かした経営を目指す。

第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本県の農村は、生産と生活の場が一体であり、人口の減少、高齢化の進展は、農業生産力の低下のみならず、集落機能の著しい低下にもつながる。

このため、地域住民等による議論を通じ、地域農業の将来像を描く地域計画の実現を促進するとともに、本基本方針第1の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向」に即して、認定農業者や認定新規就農者、集落営農法人等の担い手について、経営規模の大小や個人・法人などの経営形態に関わらず育成し、主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるよう重点的に支援する。

また、次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに就業（農業経営の開始又は農業への就業）をしようとする青年等について、県内の各地域で安心して就業し定着することができるよう、相談対応・各種支援制度等の情報提供、農業技術や経営方法等を修得する研修の実施、就業希望地域における先輩就業者との情報交換など、新たに就業しようとする者のニーズに応じたサポート体制を、関係機関と連携して構築する。

さらに、多様な人材（定年帰農、中小・家族経営等の経営体）は、地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしている実態を踏まえ、関係機関との連携により、多様な人材の確保に向けた相談対応や情報提供、研修の実施等を通じて、その確保に努める。

このように、農業を担う者の確保及び育成は、地域計画に基づき、担い手への農地の集積・集約化を推進することを基本としつつ、農業を副業的に取り組む多様な農業者が農地の保全・管理に一定の役割を果たしながら、地域において自立的・持続的に農業生産が行われるようにすることを通じ、農地の保全や集落機能の維持を推進する。

2 支援体制の整備その他支援の実施

持続可能な農業・農村をめざし、集落の自治機能に配慮しながら、多様な人材の活用による地域課題の解決を図るとともに、集落営農法人等を中心とした営農の支援体制づくり、農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮対策等の推進を支援する。

また、山口県農業経営・就農支援センターの運用を通して農業経営者に対する助言・指導、就農・就業希望者への助言及び情報提供、市町等への紹介等を行う。

第4. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標	60%
-------------------------------------	-----

農業者が経営する農用地が分散している状況にある中で、認定農業者等の経営する農用地も分散傾向にあり、農用地の効率的な利用の阻害要因となっている。このため、第2に掲げるこれら効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対し農用地が集約化されるように努め、これらの経営体が経営農地を効率的に利用し得るよう措置する。

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標」は、地域計画の農用地等面積に占める認定農業者、認定新規就農者、集落営農、市町基本構想の水準到達者が、所有権、利用権、作業委託（基幹3作業）により経営する面積の割合。

2 目標年次は、令和12年度末とする。

(2) その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

本県において策定される地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の土地利用調整や基盤整備等を行い、農地中間管理機構を活用しながら、県、市町、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連担化や団地面積の増加を図る。

第5 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項

1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

第2に示すような営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営体の育成と、第4で示すこれらの農業経営体が地域の農用地利用に占める面積のシェアの目標の達成を図るためには、令和12年度までに、現在の集積面積12,468haの1.7倍程度の集積が必要であり、従来にも増して積極的な取組が必要である。

このため、県は、一般社団法人山口県農業会議、山口県農業協同組合中央会、山口県農業協同組合、公益財団法人やまぐち農林振興公社、山口県土地改良事業団体連合会、山口県地域農業戦略推進協議会等関係団体との間で相互に十分な連携を図り、農地中間管理事業、地域計画推進事業等を柱として、農業経営基盤の強化の促進のための措置を講ずる。特に、農地中間管理事業については、公益財団法人やまぐち農林振興公社、市町、農業委員会等が連携し、よりきめ細かな事業実施を図る。

また、このような農業経営基盤の強化の促進のための措置を集中的かつ重点的に実施し、これらの措置が効率的かつ安定的な農業経営体の育成に効果的に結びつくよう、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積その他の農業経営基盤の強化を促進するための支援措置を講ずる農業経営改善計画認定制度の更なる普及を図る。

なお、認定農業者に対しては、山口県農業経営支援センター等と協力しつつ、経営改善に向けた適切なフォローアップを実施する。

- (1) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画の作成については、2025年（令和7年）3月末をもって廃止され、同年4月からは農地中間管理事業に基づく農用地利用集積等促進計画又は農地法第3条による手続きにより、効率的かつ安定的な農業経営体の育成と地域全体の農業の発展が図られるよう適切な運用を図り、効率的かつ安定的な農業経営体等への農用地利用の集積を農作業受委託をも含めた形で推進する。この場合、賃借料、農作業受託料金の適正化を図り、望ましい経営の発展に資するよう努める。

本県の地形的・社会的条件等からして、水稻主体の大規模な農業経営体の育成にはかなり厳しいものがある。このため、地域計画に基づく農地の集積・集約化

に加え、生産コストの低減に係る技術導入や人材育成等の総合的な取組を進めるとともに、既存集落営農法人の連携等による集落営農法人連合体の形成を誘導する。

また、個別農業経営体については、複合化等による経営発展を図るとともに、法人化を促進し、集落営農法人とともに地域農業の中核を成す農業経営体となるよう育成を進める。

- (2) 農用地利用改善事業については、土地利用型農業が主である集落であって、かつ、効率的かつ安定的な農業中核経営体の育成と農用地の利用集積が遅れている集落において、農地中間管理事業、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の取組、地域計画の見直し・更新の機会等を活用して地域における話し合いによる合意形成を推進するとともに、地域農業再生協議会との連携を図りつつ、農用地利用改善団体の設立を支援する。

さらに、農業経営体が不足している地域の農用地利用改善団体にあっては、関係者の合意の下に、集落営農の法人化や近隣の集落営農法人等との連携を図ることで、農地の集積・集約化を促進する。

- (3) また、委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業、その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業については、各地域の特性を踏まえてその地域に適した事業を主体とした重点的、効果的实施を図る。

- (4) 地域農業再生協議会、市町、農業委員会、山口県農業協同組合、県農林（水産）事務所、農地中間管理機構等は互いに連携を深め、地域における指導機能の強化を図る。特に、集落段階での徹底した話し合い活動を通じて策定された地域計画の実現に向け、地域農業の中核となる経営体の育成と経営発展を支援し、将来の農土地利用の在り方等を具現化する。

また、自主的かつ計画的に経営改善を進めようとする農業経営者の農業経営改善計画の作成に関し適切な指導を行うとともに、その達成のために必要な生産方式及び経営管理の合理化、農業従事者の態様の改善のための研修を実施する。さら

に、一般社団法人山口県農業会議、山口県農業協同組合中央会や山口県農業協同組合及び山口県農業経営・就農支援センター等と連携して、経営指標の重要性を理解し、経営管理能力の向上や経営改善の取組を行う経営者層を育成するとともに、農地所有適格法人等の農業中核経営体の設立・経営発展に向けた支援を強化する。

(5) 基盤整備を契機とした集落単位での土地利用調整、換地を通じた利用権の設定や農作業受委託等の総合的推進により、地域の経営体への農地集積・集約化を進め、農業経営基盤の強化を支援する。

(6) 第1で示す新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標を達成するため、次のとおり、従来にも増して積極的な取組を進める。

ア 就業促進の推進方策

(ア) 就業希望者の確保及び育成

a 新規学卒者

(a) 農業・農山村理解の促進

就業への足がかりとなる農業や農山村の持つ多面的な機能への理解を深めるため、学校教育と連携し、農業体験等の活動を助長する。

(b) 県立農業大学校への入学誘導

これからの魅力ある農業経営に必要な最新の農業技術等を習得するため教育内容の充実を図るとともに、教育環境の整備を推進する。

また、高校生を対象に、農業体験研修、県立農業大学校の学生や先輩農業青年等との交流等を行い、入学意欲の高揚を図るとともに、就業への適切な誘導を行う。

(c) 就業支援の充実

農業法人での就業を目指す学生を、即戦力となる人材として育成するため、基礎的な経営・栽培技術の修得と併せ、農業法人での実地研修等を通じたスマート農業技術の修得支援など、充実した研修体制を整える。

また、学生が安心して学べるよう、就業先となる農業法人等の紹介を行うとともに、助成制度の活用を促進する。

さらに、自営就農を志す学生に対しては、就農に伴う経営計画の策定支援や初期投資を抑えるための融資及び就農支援制度の紹介、就農先の先輩農業者等との交流など、就農後の定着を見据えた支援を進める。

b U・J・Iターン者

(a) 就業意欲の喚起

SNSやインターネット等を活用し、都市居住者を対象に、本県農業の特徴や農山村への移住生活等に係る情報発信を行うとともに、産地における第3者継承等の事例や農業法人における研修・雇用等の受入体制、県・市町による支援対策等の情報を発信する。

(b) 就業相談活動の促進

就業希望者に対する的確な情報提供、アドバイスを行うため、公益財団法人やまぐち農林振興公社や市町等が連携し、県外都市部における相談活動やガイダンスの開催、県内の産地見学会等を展開する。

(c) 農業技術研修等の充実

農林総合技術センターにおける研修や指導農業士等による実践的な研修など、農業経営に必要な知識と技術を習得する機会を充実させるとともに、市町や農業経営者等と連携し、日常的な相談活動に応えられる支援体制を整備する。

また、各地の農業経営者による協力のもと、就業希望者に対して行う現地研修については、経費等の負担を軽減するための助成制度等の活用を図る。

(d) 経営安定対策の充実

就農に伴う大きな初期投資を抑え、経営負担を軽減するため、遊休資産の活用を推進するとともに、融資制度等の利用促進を図る。

また、農業法人等が雇用した就業者に対して行う研修等については、国の支援制度等の活用を促進する。

(e) 農地、住居等の確保対策の充実

就農品目に適した農地、中古施設や機械など農業経営に係る情報のほか、住居等生活に係る情報の収集と提供を進めると同時に、地域住民による受入意識の醸成を行い、安心して農業に従事し生活できる環境を整える。

(イ) 新規就業支援体制の整備

a 地域段階の支援体制の整備促進

地域農業再生協議会における就農促進会議の開催等により、市町を核とした新規就業者の受入体制を整備し、募集・相談活動や農地確保等支援策の充実を促進する。

b 総合的な就業支援体制の整備促進

市町、農業団体等が一体となった新規就業支援対策を推進するため、山口県農業経営・就農支援センターとの連携のもと、就業促進に係る企画・立案、新規就業に関する情報発信、就業希望者の募集及び相談活動等、新規就業に関する支援対策を一元的に推進する。

また、市町段階における支援活動と密接な連携を図り、就農前から経営の安定・発展に至るまでの一貫した支援活動を展開する。

イ 青年等の就業促進に関する業務を行う団体及び機関の相互の連携

(ア) 農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針

県は、農業経営基盤強化促進法第11条の11の規定に基づき、山口県農業経営・就農支援センターを整備し、農業経営の改善に向けた助言・指導、就業等希望者の相談・情報提供、市町への紹介等を行う。

山口県農業経営・就農支援センターの運営及び事業に係る業務は、山口県農業振興課が行い、運営を統括するものとする。なお、県は相談窓口の運営に係る業務を民間事業者等に委託することができるものとする。

県は、山口県農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制の整備にあたって、山口県農業協同組合、公益財団法人やまぐち農林振興公社、一般社団法人山口県農業会議、一般社団法人山口県中小企業診断士協会を、伴走機関として位置づける。また、必要に応じて、その他関係機関を伴走機関に加える。

なお、山口県農業経営・就農支援センターは、以下①～⑤の業務を行う。

- ①農業経営者等からの経営管理の合理化
- ②円滑な継承及び農業経営の法人化等に関する相談対応
- ③経営診断及び専門家派遣などによる個別経営支援
- ④就農等希望者等からの相談対応、就農等に関する情報の提供及び就農候補市町等との調整

⑤農業を担う者の確保及び育成を図るために必要な情報の収集・提供

(イ) 支援体制の整備

就業希望者の相談・受入体制及び就業後の経営発展を促す体制を確立するため、市町、山口県農業協同組合、公益財団法人やまぐち農林振興公社、一般社団法人山口県農業会議、山口県農業協同組合中央会、山口県地域農業戦略推進協議会、地域農業再生協議会が密接な連携をとった支援体制を構築する。また、全国新規就農相談センター等との連携を深め、全国的な就業情報を活用した就業促進を図る。

さらに、農業法人等への雇用就業を促進するため、厚生労働省山口労働局及び公共職業安定所とも連携を図るものとする。

(ウ) 関係機関との役割分担

- a 県は、青年等の就業促進及び育成に関する総合的な企画・調整を行い、山口県農業経営・就農支援センターや地域農業再生協議会と連携の上、円滑な推進を図る。また、県立農業大学校において、学生の基礎的な知識と技術習得を後押しするとともに、公益財団法人やまぐち農林振興公社等と連携し、無料職業紹介事業に取り組むことで、農業法人等への就業を希望する学生を支援する。

さらに、県農林（水産）事務所及び農林総合技術センターは、新たに農業経営を営もうとする就農希望者を支援するため、就農相談対応、青年等就農計画の作成指導、研修先の検討・選定に係る支援、技術・経営に係る指導、青年等就農計画達成に向けた指導及び助言を行うとともに、市町等関係機関・団体による就農促進業務への助言等を行う。

- b 公益財団法人やまぐち農林振興公社は、本県の新規就農相談窓口として関係機関・団体の参画を得つつ、積極的な就農支援活動を展開する。特に、U J I ターン就農・就業希望者に対し、各種の支援制度を紹介するほか、関係機関と連携し、広域的な支援活動を行う。

- c 一般社団法人山口県農業会議及び市町農業委員会は、農地中間管理機構と連携のうえ、農地等に関する情報収集に努め、就農希望者等に対する情報の提供、相談への対応、農地の斡旋等を行う。

- d 山口県農業協同組合は、地域農業の動向や農業者の的確な意向把握に取り組み、新規就農・就業者の技術習得や生産及び販売活動等が円滑に進むよう、指導

及び支援を行う。

e 市町や山口県農業協同組合等で構成される地域農業再生協議会は、就農希望者等に対し、就農地における住宅等生活に関する情報の提供、経営の開始及び拡大に必要な資金管理、各種補助事業の申請及び活用に係る助言や指導等、就農希望者等への相談・指導体制を地域一体となって整備する。

f 農業士及び生活改善士等は、就農希望者が農業を営みながら安心して生活できるよう、地域への受け入れを支援する。

(エ) 就農関係情報の提供等

就農希望者からの相談に際し、技術、農地、資金、住宅、研修受入先等の関係情報を円滑に提供できるよう、山口県農業経営・就農支援センターを中心とした関係機関による就農関連情報の収集体制を強化する。

ウ 定着に向けた取組

市町は、新たに農業経営を営もうとする青年等について、地域の農業を担う者として地域計画内に位置付けられるよう促すとともに、山口県農業経営・就農支援センターによる重点支援対象者として位置付けた上で、定期巡回を通じた経営・技術指導や青年等就農資金等情報の提供、当該青年等を対象とした相談会や先進農業者との交流機会の提供等、更なる発展を促すための環境整備を行う。

エ 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組

(ア) 青年等就農計画制度の普及

県は、新たに農業経営を営もうとする青年等が、将来、効率的かつ安定的な農業経営者へと経営発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の普及を図る。

(イ) 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた青年等（以下「認定新規就農者」という。）への指導及び農業経営改善計画作成への誘導

認定新規就農者については、その経営の確立に資するため、青年等就農計画の実施状況を定期的に振り返るとともに、市町、農業委員会、県農林（水産）事務所、山口県農業協同組合等の関係機関・団体が相互に連携して経営及び栽培技術の指導を行うなど、継続的なフォローアップに取り組む。さらに、当該農業者が引き続き農業経営改善計画作成できるよう計画的に誘導する。

2 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

農地中間管理機構の推進に関する法律、(平成 25 年法律第 101 号) 第 4 条の規定により農地中間管理機構に指定された公益財団法人やまぐち農林振興公社は、農業経営の規模拡大、農地の集積・集約化を促進するため、次に掲げる事業の範囲内で、農業経営基盤強化促進法第 7 条に規定する事業を行う。なお、市町が策定する地域計画の区域において事業を実施するにあたっては、当該地域計画の実現に資することとなるように実施する。

- (1) 農用地等を買入れて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業
(以下、「農地売買等事業」という。)
- (2) 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の貸付けを行う事業
- (3) 農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持ち分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業
- (4) 農地売買等事業により買入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

【効率的かつ安定的な農業経営の基本指標】

別添1にモデルとなる営農類型を示すが、主要な営農類型のみの記載となるため、山口県果樹農業振興計画、山口県花き振興計画、山口県酪農・肉用牛生産近代化計画等を参考に地域の特性を活かした経営を目指す。

【新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標】

別添2にモデルとなる営農類型を示すが、主要な営農類型のみの記載となるため、山口県果樹農業振興計画、山口県花き振興計画、山口県酪農・肉用牛生産近代化計画等を参考に地域の特性を活かした経営を目指す。

(別添1) 効率的かつ安定的な農業経営の基本指標

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
土地利用複合型	<p>〈作付面積等〉 水稲+麦+作業受託</p> <p>水稲=8.0ha 小麦=7.0ha 水稲基幹作業受託9ha(延べ)</p> <p>〈経営面積〉 15ha</p>	<p>〈主な資本装備〉 トラクタ(60ps) 1台 乗用田植機(8条) 1台 自脱型コンバイン(5条) 1台 乗用管理機 1台 施肥播種機(4条) 1台 ライムソフー(2.4m) 1台 産業用ドローン 1台 軽四輪トラック 1台 資材・農機具庫 100㎡</p> <p>〈その他〉 ・品種の組み合わせにより作期分散に努める ・乾燥調製はライスセンター委託 ・防除はドローン防除を活用 ・小麦の播種は機械化一貫体系</p>	<p>複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離</p> <p>青色申告の実施</p> <p>規模拡大には利用権設定(農地の貸借)を活用する。</p>	<p>家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</p> <p>農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止</p>
施設単一型	<p>〈作付面積等〉 イチゴ(高設)</p> <p>本圃=2,000㎡ (苗床 = 420㎡)</p> <p>〈経営面積〉 0.20ha</p>	<p>〈主な資本装備〉 パイプハウス(付帯設備含む) 2,000㎡ 動力噴霧機 1台 育苗ハウス 420㎡ プレハブ冷蔵庫 2坪 プレハブ倉庫 20.8坪 軽四輪トラック 1台</p> <p>※農機具等は補助事業活用を想定</p> <p>〈その他〉 ・小型ポット育苗 ・育苗ほ、本圃での灌水は自動灌水</p>	<p>複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離</p> <p>青色申告の実施</p>	<p>家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</p> <p>農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止</p>
	<p>〈作付面積等〉 トマト(促成)</p> <p>ハウス=1,500㎡</p> <p>〈経営面積〉 0.15ha</p>	<p>〈主な資本装備〉 パイプハウス(暖房機等付帯設備含む) 1,500㎡ トラクタ(15ps) 1台 動力噴霧機 1台 軽四輪トラック 1台 プレハブ倉庫 10.4坪 重量選果機 1台</p> <p>※農機具等は補助事業活用を想定</p> <p>〈その他〉 ・ポット苗購入(接ぎ木) ・灌水は養液土耕システムを利用</p>	<p>複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離</p> <p>青色申告の実施</p>	<p>家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</p> <p>農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止</p>
	<p>〈作付面積等〉 トマト(夏秋)</p> <p>ハウス=3,000㎡</p> <p>〈経営面積〉 0.3ha</p>	<p>〈主な資本装備〉 パイプハウス(一式) 3,000㎡ トラクタ(15ps) 1台 動力噴霧機 1台 軽四輪トラック 1台 プレハブ倉庫 10.4坪</p> <p>※農機具等は補助事業活用を想定</p> <p>〈その他〉 ・ポット苗購入(接ぎ木) ・灌水は養液土耕システムを利用 ・選果場活用による農協共販</p>	<p>複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離</p> <p>青色申告の実施</p>	<p>家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</p> <p>農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止</p>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
露地単一型	〈作付面積等〉 なし なつしずく=0.2ha 幸水=0.2ha ゴールド二十世紀=0.3ha 豊水=0.3ha あきづき=0.3ha 新高=0.2ha 〈経営面積〉 1.5ha	〈主な資本装備〉 スピードスプレーヤー(600L) 1台 自走式運搬車 1台 可動式動力噴霧機 1式 ハンマーナイフモア 1式 軽四輪トラック 1台 花粉採取機 1台 果樹棚 1式 作業場(軽量鉄骨50㎡) 1式 〈その他〉 ・栽培は全て棚仕立て、赤梨は無袋栽培、防蛾灯利用 ・販売は農協共販	複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
露地主体型	〈作付面積等〉 かんきつ 極早生=0.1ha 早生=0.5ha 中生=0.5ha 普通=0.6ha せとみ=0.3ha 南津海=0.2ha 〈経営面積〉 2.2ha	〈主な資本装備〉 スピードスプレーヤー(600L) 1台 可動式動力噴霧機 1台 ハンマーナイフモア 1式 軽四輪トラック 1台 自走式運搬車 1台 作業場(軽量鉄骨50㎡) 1式 〈その他〉 ・販売は農協共販	複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
畜産単一型	〈飼養頭数等〉 肉用牛(繁殖) 繁殖牛=40頭 育成牛=5頭 子牛=36頭 飼料作物=9.9ha(延べ) (放牧地含む) 〈経営面積〉 9.9ha	〈主な資本装備〉 牛舎 440㎡ たい肥舎 160㎡ 農機具庫 120㎡ トラクタ(50ps) 1台 トラック(2t) 1台 マニユアスプレッダー(2t) 1台 ロールベラー 1台 モアコンディショナー 1台 ホイルローダー 1台 粗飼料カッター 1台 発情発見装置 1式 分娩監視装置 1式 電気牧柵(300a) 1台 ※農機具等は補助事業活用を想定 〈その他〉 ・分娩間隔13.1ヶ月、初産月齢24.5ヶ月 ・飼料作物の作付体系は、ソーダグラス+イタリアライグラスと稲WCS ・稲わらは全て粗飼料、敷料利用 ・飼養方式は放牧(飼料給与時は舎飼、スタンション)	複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の 態様等
畜産 単一 型	〈飼養頭数等〉 肉用牛(肥育) 肥育牛=80頭 稲わら収集=11.3ha 〈経営面積〉 2.8ha	〈主な資本装備〉 牛舎 520㎡ たい肥舎 320㎡ 農機具庫 50㎡ トラック(2t) ホイールローダー 粗飼料カッター 行動監視装置 ※農機具等は補助事業活用を想定 ※飼料用米の収穫等の機械は共同 利用を想定 〈その他〉 ・出荷月齢28か月、出荷時体重820kg、 肉質等級5(7割)、4(3割) ・飼養方式は牛房群飼 ・稲わら収集を実施	複式簿記記帳の 実施による経営と 家計の分離 青色申告の実施	家族経営協定の 締結に基づく給料 制、休日制の導入
	〈飼養頭数等〉 養鶏(肉用鶏) 常時飼養羽数:25,800羽 正常出荷羽数:158,400羽 飼料用米=11.4ha 〈経営面積〉 0ha	〈主な資本装備〉 鶏舎(465㎡/棟) 4棟 たい肥舎 共同利用 トラクタ(30ps) 1台 スキッドステアローダー 1台 動力噴霧機 1台 ※建物・農業機械等はリースを想定	複式簿記記帳の 実施による経営と 家計の分離 青色申告の実施	家族経営協定の 締結に基づく給料 制、休日制の導入

【組織経営体】

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の 態様等
土地利用 複合型	<p>〈作付面積等〉 水稲+飼料用米+麦+大豆</p> <p>水稲=14.1ha 飼料用米=12.0ha 小麦=11.9ha 大豆=20.0ha</p> <p>〈経営面積〉 50.0ha</p>	<p>〈主な資本装備〉 トラクタ(60ps) 2台 多目的田植機(施肥機付 8条) 1台 自脱型コンバイン(5条) 1台 乗用管理機 1台 施肥播種機(4条) 1台 ライムソワー(2.4m) 1台 産業用ドローン 1台 大豆コンバイン 1台 軽四輪トラック 2台 資材・農機具庫 100㎡</p> <p>〈その他〉 ・乾燥調製はライスセンター委託 ・水稲、小麦は、ドローン防除を活用 ・小麦、大豆の播種は機械化一貫体系</p>	<p>複式簿記記帳の 実施</p> <p>体質強化のため の自己資本の充 実</p>	<p>給料制、休日 制の導入</p> <p>従業員の社会 保険への加入</p> <p>主たる従事者3 名</p>
	<p>〈作付面積等〉 水稲+麦+露地野菜</p> <p>水稲=15.7ha 小麦=15.0ha タマネギ=3.4ha キャベツ=1.3ha</p> <p>〈経営面積〉 34.0ha</p>	<p>〈主な資本装備〉 トラクタ(60ps) 2台 多目的田植機(施肥機付 8条) 1台 自脱型コンバイン(5条) 1台 乗用管理機 1台 施肥播種機(4条) 1台 ライムソワー 1台 産業用ドローン 1台 タマネギ定植機(全自動) 1台 デガー(掘取機) 1台 ピッカー 1台 キャベツ定植機 1台 成型ロータリー 1台 軽四輪トラック 2台 資材・農機具庫 200㎡</p> <p>※露地野菜関連の農機具は、補助事業を活用</p> <p>〈その他〉 ・乾燥調製はライスセンター委託 ・水稲、小麦は、ドローン防除を活用 ・小麦、大豆の播種は機械化一貫体系 ・販売は農協共販</p>	<p>複式簿記記帳の 実施</p> <p>体質強化のため の自己資本の充 実</p>	<p>給料制、休日 制の導入</p> <p>従業員の社会 保険への加入</p> <p>主たる従事者3 名</p>
	<p>〈作付面積等〉 水稲+麦+露地花き</p> <p>水稲=17.6ha 小麦=15.0ha 露地花き(りんどう)=0.3ha</p> <p>〈経営面積〉 32.9ha</p>	<p>〈主な資本装備〉 トラクタ(60ps) 2台 多目的田植機(施肥機付 8条) 1台 自脱型コンバイン(5条) 1台 乗用管理機 1台 ライムソワー 1台 産業用ドローン 1台 平高うね成形機 1台 サブソイラ 1台 動力噴霧機 1台 溝掘機 1台 冷蔵庫(2坪) 1台 軽四輪トラック 2台 資材・農機具庫 200㎡</p> <p>※露地花き関連の農機具は、補助事業を活用</p> <p>〈その他〉 ・乾燥調製はライスセンター委託 ・水稲、小麦は、ドローン防除を活用 ・販売は農協共販</p>	<p>複式簿記記帳の 実施</p> <p>体質強化のため の自己資本の充 実</p>	<p>給料制、休日 制の導入</p> <p>従業員の社会 保険への加入</p> <p>主たる従事者3 名</p>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
土地利用 複合+施設 型	(作付面積等) 水稲+麦+施設野菜 水稲=17.3ha 麦=15.0ha アスパラガス=0.5ha (経営面積) 32.3ha	(主な資本装備) トラクタ(60ps) 2台 多目的田植機(施肥機付 8条) 1台 自脱型コンバイン(5条) 1台 乗用管理機 1台 ライムソワー 1台 産業用ドローン 1台 管理機 1台 動力散布器 1台 軽四輪トラック 1台 ビニールハウス(7×36×4単棟) 5棟 資材・農機具庫 200㎡ ※施設野菜関連の農機具は、補助事業を活用 (その他) ・乾燥調製はライスセンター委託 ・水稲、麦は、ドローン防除を活用 ・販売は農協共販	複式簿記記載の実施 体質強化のための自己資本の充実	給料制、休日制の導入 従業員の社会保険への加入 主たる従事者3名
畜産単一 型	(飼養頭数等) 酪農 経産牛=50頭 搾乳牛=48頭 育成牛=17頭 飼料作物=17.3ha(延べ) (牧草及び稲WCS購入分含む) (経営面積) 0ha	(主な資本装備) 牛舎 700㎡ たい肥舎 330㎡ 農機具庫 180㎡ 尿ため 180㎡ 堆肥化施設 380㎡ ミルキングパーラー 1台 パルククーラー 1台 トラクタ(50ps) 1台 トラック(2t) 1台 マニュアルスプレッダー(2t) 1台 ロールベラー 1台 ベールラッパー 1台 ホイールローダー 1台 粗飼料カッター 1台 ※農機具等は、補助事業を活用 (その他) ・経産牛1頭当たり乳量9,000kg以上 ・更新産次3.5産以上 ・県産飼料は全て購入、堆肥散布	複式簿記記載の実施 体質強化のための自己資本の充実	給料制、休日制の導入 従業員の社会保険への加入 主たる従事者2名 コントラクターの活用
	(飼養頭数等) 肉用牛(一貫) 繁殖牛=50頭 子牛 =46頭 肉用牛(肉専用種)=64頭(40頭/年出荷) 飼料作物=15.4ha(延べ) (放牧地含む) (経営面積) 15.4ha	(主な資本装備) 牛舎(繁殖) 630㎡ 牛舎(肥育) 420㎡ たい肥舎 460㎡ 農機具庫 290㎡ トラクタ(50ps) 1台 トラック(2t) 1台 マニュアルスプレッダー(2t) 1台 ロールベラー 1台 モアコンディショナー 1台 ホイールローダー 1台 粗飼料カッター 1台 電気牧柵 1台 ※農機具等は、補助事業を活用 ※稲WCSの収穫機械等は共同利用 (その他) ・分娩間隔13.1ヶ月、初産月齢24.5ヶ月 ・出荷月齢28か月、出荷時体重♂820kg、♀700kg 肉質等級5(7割)、4(3割) ・飼料作物の作付体系は、スーダングラス+イタリライグラスと稲WCS ・飼養方式は放牧(飼料給与時は舎飼、スタンション)	複式簿記記載の実施 体質強化のための自己資本の充実	給料制、休日制の導入 従業員の社会保険への加入 主たる従事者2名

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の 態様等
6次産業 型	〈作付面積等〉 水稻+大豆+農産加工(豆腐) 水稻 = 18.2ha 大豆 = 20.0ha 豆腐 = 360丁/1日 〈経営面積〉 38.2ha	〈主な資本装備〉 トラクタ(60ps) 2台 多目的田植機(施肥機付 8条) 1台 自脱型コンバイン(5条) 1台 乗用管理機 1台 ブームスプレーヤ 1台 ライムソワー 1台 産業用ドローン 1台 施肥播種機(4条) 1台 ライムソワー(2.4m) 1台 大豆コンバイン 1台 軽四輪トラック 1台 資材・農機具庫 100㎡ 農産加工(豆腐機械) 1式 〈その他〉 ・乾燥調製はライスセンター委託 ・水稻はドローン防除を活用	複式簿記記帳の 実施 体質強化のため の自己資本の充 実	給料制、休日 制の導入 従業員の社会 保険への加入 主たる従事者3 名

(別添2) 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標
【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
施設 単一 型	(作付面積等) イチゴ(高設) 本圃=1,500㎡ 苗床=315㎡ (経営面積) 0.15ha	(主な資本装備) パイプハウス(付帯設備含む) 1,500㎡ 動力噴霧機 1台 育苗ハウス 315㎡ プレハブ冷蔵庫 1坪 プレハブ倉庫 10.4坪 軽四輪トラック 1台 ※農機具等は補助事業活用を想定 (その他) ・2段階育苗 ・本圃での灌水は自動灌水	複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
	(作付面積等) トマト(夏秋) 夏秋トマト=3,000㎡ (経営面積) 0.3ha	(主な資本装備) パイプハウス(付帯設備含む) 3,000㎡ トラクタ(15ps) 1台 動力噴霧機 1台 軽四輪トラック 1台 プレハブ倉庫 10.4坪 ※農機具等は補助事業活用を想定 (その他) ・ポット苗を購入(接ぎ木) ・選果場活用による農協共販	複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
露地 単一 型	(作付面積等) なし 幸水=0.2ha ゴールド二十世紀=0.2ha 豊水=0.2ha あきづき=0.1ha 新高=0.1ha (経営面積) 0.8ha	(主な資本装備) スピードスプレーヤー(600L) 1台 自走式運搬車 1台 可動式動力噴霧機 1式 ハンマーナイフモア 1式 軽四輪トラック 1台 花粉採取機 1台 果樹棚 1式 作業場(軽量鉄骨50㎡) 1式 (その他) ・栽培は全て棚仕立て、赤梨は無袋栽培、防蛾灯利用 ・販売は農協共販 ・成木園の経営移譲を想定	複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
	(作付面積等) かんきつ 極早生=0.1ha 早生=0.3ha 中生=0.3ha 普通=0.3ha せとみ=0.2ha 南津海=0.1ha (経営面積) 1.3ha	(主な資本装備) スピードスプレーヤー(600L) 1台 自走式運搬車 1台 可動式動力噴霧機 1式 ハンマーナイフモア 1式 軽四輪トラック 1台 (その他) ・園内作業道の整備 ・販売は農協共販 ・成木園の経営移譲を想定	複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の 態様等
畜産 単一 型	〈飼養頭数等〉 肉用牛(繁殖)＋飼料用牧草 繁殖牛＝20頭 子牛 ＝18頭 飼料作物＝7.2ha(延べ) (県産飼料購入分の面積及び放 牧地) 〈経営面積〉 4.6ha	〈主な資本装備〉 牛舎 220㎡ たい肥舎 80㎡ 農機具庫 50㎡ 軽四輪トラック 粗飼料カッター 電気牧柵 発情発見装置 分娩監視装置 ※農機具は補助事業活用を想定 〈その他〉 ・分娩間隔13.1ヶ月、初産月齢24.5ヶ月 ・飼養方式は放牧(飼料給与時は舎飼、スタンション)	複式簿記記帳の 実施による経営と 家計の分離 青色申告の実施	家族経営協定の 締結に基づく給料 制、休日制の導入

